

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について（令和2年7月）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。また、施設の保育中における新型コロナウイルス感染拡大防止のための「3密」回避の取り組み等にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

7月1日以降の区内保育所等の運営について以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

1 保育所等への登園について

東京都全体でみると、新規感染者数の推移に波があり、完全に収束したとはいえなため、7月についても引き続き、可能な方は家庭での保育をお願いすることといたしました。

登園される場合も、毎朝、必ずお子さんの検温をし、体調がすぐれない場合には登園を控えていただくなど、感染の拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

※ このお願いは家庭での保育を強制するものではありません。各ご家庭の状況に合わせて、無理のない範囲でご判断いただきますようお願いいたします。

※ お通いの園で新型コロナウイルス感染者が発生した場合や感染症拡大等に伴って国や都の方針が変更となった場合、臨時休園とすることがあります。あらかじめご承知おきください。

2 保育料の扱いについて

7月分の保育料については、登園した日数に応じて日割り計算を行い、差額を納付していただいた月の翌月以降に充当または還付いたします（登園日が0日の場合は全額免除）。変更後の保育料等については、後日、改めてご連絡いたします。

3 8月の施設運営方針について（予定）

8月以降については、区内小中学校を含め各施設の運営が、ほぼ通常通りに戻る予定になっていることから、現時点では、区から家庭での保育の協力依頼は行わない予定です。

ただし、保護者が自主的に登園を自粛する場合は柔軟に対応することとし、保育料についても事前申請に基づき、月間の登園実績が「0日」の場合に限り、全額免除いたします。

※ 登園した日数に応じた保育料の日割り計算は行いません。

※ 免除のための手続きに関しては、後日、改めてご案内いたします。

※ 国内・都内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を見て最終的な判断をいたします。運営方針が確定次第、改めてご連絡いたします。

（裏面あり）

4 令和2年4月1日以降の新規入園者について

(1) 育児休業中の保護者

入所要件である育児休業からの復職日を10月1日まで延長しております。

ただし、これは家庭での保育が前提であり、育児休業の対象となっているお子様について、慣らし保育の期間を除き、育児休業を取得したまま、保育所での保育を行うことはできません。

保育所での保育を希望される場合は、必ず慣らし保育期間が終了するまでに復職してください（慣らし保育の期間は保育園とご相談ください。）。

※ 慣らし保育期間中は保育料が発生します。

※ 復職した場合、復職後、速やかに復職日の記載のある勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

(2) 求職中の保護者

令和2年4月1日から入所した児童の保護者が求職中の場合、7月1日までに就職する必要がありますが、これを令和2年度に限り10月1日まで延長しております。

※ 5月及び6月入所の保護者についても10月1日まで延長いたします。

※ 登園は通常通り行えます。

※ 就職した場合、就職後、速やかに勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について : 子ども施設整備課私立保育園係

電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料・入所要件について : 子ども施設入園課入園第一～第三係

電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3